

全老健第 12-16 号  
平成 12 年 4 月 7 日

会員各位

社団法人全国老人保健施設協会  
会長 山口昇  
(公印省略)

### 「その他の日常生活費」の解釈について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

4月1日付け全老健第12-6号でお知らせいたしました、「その他の日常生活費」等利用料の取り扱いについては、厚生省に確認の結果、下記のとおりとすることで合意を得ましたので取り急ぎお知らせいたします。

敬具

#### 記

Q1: 日常生活品費と教養娯楽費について現行どおりと考えてよいか。

A1: 介護保険法下での「日常生活に要する費用の取り扱い」については老企第54号にて通知されたところであるが、従来、適正に利用料として徴収されていたおむつ代、食費以外の部分については、その内容が特に変更されたわけではなく、利用者に対する利用開始時のサービス内容の説明の中で利用料についても説明し、同意を得るという手続きについて明確にしたものである。

よって、一律かつ画一的に徴収するのではなく、利用者に十分な説明を行い、その意向を聴き、同意を得た上で、実費相当の範囲内で徴収することは差し支えないものである。

説明と同意の手続きについては、利用開始時の約款、重要事項説明書の付属文書として利用料に関する説明書と同意書を準備する方向にて当協会で準備中である。

Q2: 一律かつ画一的な徴収とは、どのようなことをいうのか。

A2: 一律かつ画一的な徴収とは、利用者に対する説明と同意もなく一方的に施設側が一律的に利用者全員から徴収することであり、このようなことがないよう注意を喚起したものである。利用者に十分な説明を行ない、その意向を聴き同意を得て、実費相当の範囲内で徴収し、結果的に、全利用者から徴収することとなることは、特に問題ないものである。

以上